

2022年1月8日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年1月8日午後2時から午後5時30分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、小林、南京家、清水、林、巫（7名）

2. 会則の改正について

(巫) 2021年12月25日の総会で、全員一致の決議で会則の改正を承認したが、山村さんからのメールを見て、山村さんも改正に賛成していると巫が述べたうえでの投票であった。実際には山村さんは改正に反対であり、決議の後に、メールなどでその旨を意思表示している。そこで、会則の問題について、再度話し合いたい。

(山村) 会則の改正に全員が賛成して決議したと聞いたのだが、実際に会員に電話で確認したところ、そうではなかった。私は前から反対している。その趣旨は、会則は1ページ以内にすべきというもので、規則でがんじがらめに縛るべきではない。特に、22条1項で、会則の改正の決議が3分の2以上という規定は、絶対に反対で、過半数にすべきだ。

(巫) 1ページにすべきというのはよくわからない。書く必要があることを書くべきで、長さで制限するのはおかしい。また、会則などで、重要事項の変更は3分の2以上の決議を求めるのは、珍しくない。

(林) 私は新旧会則をよんでいないので、ここで読み直してほしい。

----- 読み直しの結果 -----

(林) 新会則はよくできており、長くなっているが反対ではない。なお、会員名簿は非公開にしてほしい。

(巫) 名簿は非公開だが、会員には公開することになるのではないか。

(林) それも非公開にしてほしい。

(山村) 会則の目的などの内容には反対しないが、会則は案内として短く書き、分科会で詳細な規定を書くようにすべきだ。

(巫) 分科会というのは意味が分からない。

(南京家) 22条の会則改正の規定を過半数に変更することで、山村さんも納得してくれるなら、私は賛成する。

(山村) ほかの部分も変えてもらいたいが、仕方ない。

(巫) では決を採りましょう。

【会則改正に関する議決】

出席会員 5 名、準会員 1 名、議決権行使 6 名（清水さんはあとから参加したので、議決権行使せず）

山村改正案に賛成 4 名、反対 2 名。

改正案は 3 分の 2 の賛成で決議されました。改正後の会則は 2022 年 1 月 11 日より施行します。

3. 玉江峰子さんの事件

（小林）事件の概要をさらに詳しく分析して、パワーポイントで示す。

4. 次回の予定

2022 年 2 月 5 日（土）14 時から 17 時くらいまで、Zoom 会議。Zoom ホストは小林さんの予定。

玉江さんの資料の検討は、1 月 14 日に、野田市の北コミュニティー会館の第 2 和室で 9 時過ぎから検討会を開きます。参加は小林さんと巫の予定。

以上

2022 年 1 月 10 日

巫召鴻